

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年1月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900375 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1900027 号

第1 結論

平成 4 年 * 月から平成 8 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 * 月から平成 8 年 6 月まで

私が 20 歳となった平成 4 年 * 月頃、A 市（現在は、B 市）において母親が国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料も納付してくれていたはずなので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間にしてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれていたはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行い、被保険者となった者については、国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出されるところ、社会保険オンラインシステムにより、氏名検索を行ったものの、請求者のものと考えられる手帳記号番号は確認できず、請求期間当時、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらぬ。

また、オンライン記録によると、請求期間に係る国民年金被保険者資格は、平成 11 年 2 月 1 日に事務処理がなされていることが確認できることから、請求期間については、当該処理年月日までは国民年金の未加入期間であったものと考えられる。

なお、上記の事務処理年月日時点では、保険料の徴収権が時効により消滅しており、請求期間の保険料を納付することができない。

さらに、請求者の母親は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、母親自身が行っていた旨陳述しているところ、その具体的な内容については記憶がはっきりしないとしており、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900411号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1900028号

第1 結論

昭和61年9月から昭和63年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年9月から昭和63年1月まで

私は、A市に住民登録をしていた昭和62年9月に、自宅がB市にあったことから、B市役所に電話し、国民年金について確認したところ、「もとの番号に戻るので、改めてB市役所に届出をする必要はない。」と回答があった。B市の自宅に送付された国民年金保険料の納付書により、昭和62年11月に6か月分、同年12月に6か月分及び昭和63年1月に5か月分の保険料を、B市役所内にあるC銀行の窓口で納付した。

私が国民年金第3号被保険者となる手続を行った後に、役所の人が自宅を来訪し、国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を勧められたことがあったことから、B市役所が、近所に住む同姓同名の別人に係る国民年金保険料の納付書を誤って私宛てに送付し、私がそれに気付かずに入付された納付書を使用して、自身の保険料として納付したのかもしれない。

あるいは、昭和61年にB市において住民登録していた私の妹が、国民年金保険料を納付していないにも関わらず、納付したことになっていると言っていたので、私が納付した保険料は、妹の納付記録として管理されているかもしれない。

私は、請求期間の国民年金保険料を間違いなく納付しているので、調査の上、私が請求期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録により、請求者は昭和60年7月31日に初めて国民年金の被保険者となり、昭和61年5月26日に被保険者でなくなったことが確認できることから、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、再度国民年金に加入する手続を行う必要があるところ、請求者はB市役所に昭和62年9月に電話し、自宅に送付された納付書により、昭和63年1月までに請求期間に係る保険料を全て納付したとしている。

しかしながら、請求者は、昭和62年9月に請求者がB市役所に電話したことを契機として

自宅に請求期間に係る国民年金保険料の納付書が送付され、当該納付書は同じ種類のものが綴りになっていた旨陳述しているが、オンライン記録によれば、請求期間は昭和 63 年 7 月 7 日に国民年金第 1 号被保険者として資格取得処理が行われたことが確認できることから、当該処理時点まで、請求者は国民年金の被保険者とされていない上、請求者の陳述のとおり、請求期間に係る国民年金保険料の納付書が送付される場合、請求期間のうち昭和 61 年 9 月から昭和 62 年 3 月までの期間に係る納付書は、過年度保険料の納付書となり、昭和 62 年度（昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで）分の現年度保険料の納付書と 2 種類の納付書が送付されることとなる。

また、オンライン記録によると、昭和 63 年 7 月 11 日に納付書作成記録が確認でき、当該時点において請求期間に係る国民年金保険料の納付書が作成されたものと考えられるところ、請求者は、同年 7 月頃に納付書は自宅に送付されておらず、請求期間に係る保険料は、昭和 62 年 11 月、同年 12 月及び昭和 63 年 1 月に納付したと陳述している。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする昭和 62 年 11 月、同年 12 月及び昭和 63 年 1 月時点で、請求者に納付書が発行されるためには、請求者が現在所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求期間当時、B 市において国民年金に初めて加入した被保険者の氏名等が記載された国民年金手帳記号番号払出簿には、請求者の氏名は記載されていない上、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求期間当時、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者は、請求期間当時近所に居住していた同姓同名の被保険者の国民年金保険料の納付書が誤って送付され、その納付書を使用して保険料を納付したため、同姓同名の被保険者の納付記録として管理されていること又は請求者が納付した保険料は、請求者の妹に係る納付記録として管理されていることにより、請求者の請求期間に係る保険料の納付記録が確認できないのではないかとしているところ、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者が請求期間当時居住していた住所地の近隣の住所地が記録された同姓同名の被保険者は確認できたが、請求期間における当該被保険者及び請求者の妹の年金記録において、保険料の納付記録（国民年金の加入記録を含む。）は確認できない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。